

道路占用料の算定表【令和6年4月1日以降】

占用物件		分類	占用期間	単位	占用料 (円)	免除減額事項	備考	
法第三十二條第一項第一号に掲げる工作物	第2種電柱(東北電力)	電柱のうち4~5条以下の電線を支持するもの	10年以内	本/年	730	(免除) 支線、支柱		
	第1種電話柱(NTT東日本)	電話柱のうち3条以下の電線を支持するもの			430			
	その他の柱類	支線柱、街灯			43	(免除) 街灯(アーチ型を除く)		
	共架電線 その他上空に設ける電線	電柱又は電話柱を設置する以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線		m/年	4	(免除) TV難視聴解消施設		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	変圧塔、ガス制圧器、公衆電話所、PHS無線基地局、光アクセス装置		個/年	850	PHS無線基地局 70%減額		
	郵便差出箱及び信書便差出箱	郵便ポスト、一般郵便差出箱	5年以内			360		
	広告塔	交通広告塔、広告塔		表示面積 m <sup>2</sup> /年	870			
その他のもの	送電鉄塔、カーブミラー、バス待合所及び上屋、消火栓、公衆用くずかご、フラワーボックス、街灯、ベンチ		m <sup>2</sup> /年	850	(免除) ・カーブミラー、公衆用くずかご、フラワーボックス等営利目的がなく交通安全、道路美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件  ・バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及び待合所  (減額) バス停留所標識 50%減額			
法第三十二條第一項第二号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	水道法、工業用水法、下水道法、ガス事業法又は電気事業法、電気通信事業法の規定に基づく水管、下水道管、電話電気管、石油管、温泉管、消雪管、熱供給管、都市廃棄物管、灌漑排水施設事業法によらない水管、工業用水管、ガス管	10年以内 又は5年以内	m/年	18	(免除) ・地方公共団体が行う事業 ・ガス、水道、下水道等各戸引込管 ・灌漑排水施設、その他農業用地の保全又は事業利用上、必要な施設 ・消雪管	・さや管については、さや管の外径をもって徴収すること ・各戸引込管とは本管から各戸に引き込んでいっているものをいう	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの				26			
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの				38			
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの				51			
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの				77			
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの				100			
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの				180			
	外径が0.7m以上1m未満のもの				260			
	外径が1m以上のもの				510			

道路占用料の算定表【令和6年4月1日以降】

占用物件		分類	占用期間	単位	占用料 (円)	免除減額事項	備考
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設		日除け、雨除け、アーケード、がんぎ	10年以内 又は5年以内	m <sup>2</sup> /年	850		
げー法 る項第 施第三 設第五 号二に 条掲第	上空に設ける通路	横断歩道橋、上空通路	5年以内	m <sup>2</sup> /年	430		
	その他のもの	浄化槽、地下タンク貯蔵所、防火用地下水槽		m <sup>2</sup> /年	850		
げー法 る項第 施第三 設第六 号二に 条掲第	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	露店		m <sup>2</sup> /日	9		
	その他のもの	自動販売機、売店、コインロッカー、材料置場、靴みがき、売店(新聞、宝くじ)		m <sup>2</sup> /月	87		
令第七 条第一 号に掲 げる物 件	看板 (一時的に設けるもの)	看板(突出、巻付を含む)、添架広告、ネオン、装飾灯類、ショーウィンド、サインポール、公職選挙法関係のもの、たばこ・塩・電話郵便切手販売所を示す規格化された看板、交通安全のためのもの		表示面積 m <sup>2</sup> /月	87	(免除) ・塩、郵便切手販売所を示す規格化された看板 ・公職選挙法関係のもの	
	看板 (その他のもの)			表示面積 m <sup>2</sup> /年	870	(減額) ・突出広告のうち表裏2面に表示しているもの 30%減額 ・巻付広告はさらに50%減額	
	標識	バス停標識、消火栓標識、消防用水利標識、道路標識、基準点、水準点		本/年	680	(免除) 地方公共団体が設置した標識  (減額) バス停標識(民間) 50%減額	
	旗ざお	旗ざお (祭礼、縁日、その他の催しに際し、一時的に設けるもの)		本/日	9		
		旗ざお (その他のもの)		本/月	87		
	幕 (令第七 条第四 号に掲 げる工 事用施 設であ るもの を除く)	幕 (祭礼、縁日、その他の催しに際し、一時的に設けるもの)		m <sup>2</sup> /日	9		
		幕 (その他のもの)	m <sup>2</sup> /月	87			
令第七 条第四 号に掲 げる工 事用施 設及び 同条第 五号に 掲げる 工事用 材料		工事用仮囲い、足場、朝顔、土石、竹林、瓦その他工事用材料		m <sup>2</sup> /月	87		占用面積は投影面積による

## 道路占用料の算定表【令和6年4月1日以降】

3/3

### 【備考】

- 1 金額の取扱いについて  
占用料算出額が100円未満のときは100円とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- 2 占用の長さ、面積の取扱いについて  
全体の長さ若しくは面積に0.01m若しくは0.01㎡未満の端数があるとき、これを切り捨てる。
- 3 占用期間の取扱いについて
  - ① 占用料の額が月額で定められている場合、占用期間が1月未満であるときは1月とする。
  - ② 占用料の額が年額で定められている場合、占用期間が1年未満であるとき又は1年未満の端数があるときは、月割(許可の日の属する月から許可の終了する日の属する月まで)とする。
- 4 表示面積とは広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。